

平成 年分 経費差額等の計算書

この計算書は、租税特別措置法第26条の適用を受けるかどうかの計算、また、自由診療等収入と社会保険診療報酬がある場合の必要経費の配分などの計算に使用し、収支内訳書又は青色決算書に必ず添付してください。

なお、社会保険診療報酬が5,000万円を超える方は、租税特別措置法第26条の適用を受けることはできません。

※ 租税特別措置法第26条を適用される方は、申告書第二表の「特例適用条等」欄に「措法26条」と必ず記載してください。

住所		フリガナ		番号		氏名		⑨	
						(明・大・昭 年 月 日生)			
診療科目	科 科	% %	病室	室	ベット	床	ユ菌ニット科	台	

◎ 所得の計算

科目	① 収入金額	構成比	措置法適用等による所得計算					⑦ 合計所得金額 (⑤+⑥)
			② 必要経費(収入原価+経費)の配分	③ 差引所得金額 (①-②)	④ 社保分の経費差額・自由診療分の経費	⑤ 再差引所得金額 (③-④)	⑥ 雑収入	
社会保険診療	円	%	☆1 円	円	☆3 円	円	円	円
自由診療等	円	%	☆2 円	円	円	円	円	円
合計	円	100.00						※

◎ 必要経費(収入原価+経費)の自由診療等収入と社会保険診療報酬との配分方法

1 自由診療割合

$$\frac{\text{自由診療等収入 (円)}}{\text{総収入 (円)}} \times 100 = \text{自由診療割合 (\%)} \quad \left(\begin{array}{l} \text{小数点以下} \\ \text{第3位を四} \\ \text{捨五入} \end{array} \right)$$

2 必要経費の配分計算

イ 自由診療分の経費

$$\text{自由診療割合 (\%)} \times \text{修正率 (\%)} = \text{☆4 (\%)} \quad \left(\begin{array}{l} \text{小数点以下} \\ \text{第3位を四} \\ \text{捨五入} \end{array} \right)$$

$$\left(\begin{array}{l} \text{必要経費計} \\ \text{(注)1 (円)} \end{array} \right) \times \left(\begin{array}{l} \text{☆4 (\%)} \\ \text{(注)2 (円)} \end{array} \right) = \text{☆2 (円)} \quad \left(\begin{array}{l} \text{自由診療分と社会} \\ \text{保険診療分とに明} \\ \text{確に区分できる経} \\ \text{費の総額} \end{array} \right)$$

(注)1 青色申告者………所得税青色決算書の「⑥差引原価」+「⑧経費計」+「⑬繰入額等計」-「⑯繰戻額等計」の金額を記載する。
白色申告者………収支内訳書の「⑨差引原価」+「⑱経費計」+「㉑専従者控除」の金額を記載する。

(注)2 事業税及び消費税や第三者に委託したレセプト請求費用など、自由診療等収入と社会保険診療報酬のどちらに係る経費であるかを明確に区分できる経費の総額を記載する。

ロ 社会保険診療分の経費

$$\text{必要経費計 (円)} - \text{自由診療分経費 (円)} = \text{☆1 (円)}$$

3 社会保険診療報酬に係る経費差額

イ 租税特別措置法第26条の規定による社会保険診療分の経費

(租税特別措置法第26条による必要経費の速算表)

$$\text{社会保険診療報酬 (円)} \times \text{〇〇\%} + \text{〇〇円} = \text{ (円)} \quad \left(\begin{array}{l} \text{速算表を参照} \end{array} \right)$$

社会保険診療報酬の額	算式
2,500万円以下	72%
3,000万円以下	70% + 500,000
4,000万円以下	62% + 2,900,000
5,000万円以下	57% + 4,900,000

ロ 経費差額

$$\text{上記イの経費 (円)} - \text{☆1 (円)} = \text{☆3 (円)}$$